

岩手県告示第 590 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 7 月 10 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 宮古岩泉線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市館合町 23 番 4 地先から栄町 61 番地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで
- 2 (1) 路線名 重茂半島線
 - (2) 供用開始の区間 宮古市重茂第 1 地割 11 番 1 地先から 20 番 2 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで
- 3 (1) 路線名 前沢東山線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市前沢区古城字上ノ台下 114 番 1 地先から白山字籠林 53 番 3 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで
- 4 (1) 路線名 玉里水沢線
 - (2) 供用開始の区間 奥州市江刺区田原字大日 237 番 6 地先から 240 番 4 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 7 月 10 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 7 月 10 日から同年 8 月 10 日まで